

令和4年度第1回〔第八期目第1回〕
松島町入札監視委員会

令和4年7月19日（火）

午後1時20分～

（松島町役場3階大会議室）

令和4年度第1回〔第八期目第1回〕松島町入札監視委員会

出席委員（4名）

委員長 赤石 雅英
委員 泉田 成美 小川 真儀 熊谷 哲

欠席委員（1名）

委員 武田 三弘

説明のため出席した者

建設課 建設班、管理班
水道事業所 施設班
町民福祉課 町民サービス班

各課(所)長、各班長、各担当者

事務局職員出席者

副町長 熊谷 清一
財務課 課長 佐藤 進
財政班 班長 松村 武文
主幹 越野 博之

委員会次第

令和4年7月19日（火曜日）午後1時20分開会

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 開会あいさつ
- 4 委員長選出
- 5 委員長あいさつ
- 6 職務代理者の指名
- 7 審議等
 - (1) 審議案件抽出理由の報告
 - (2) 審議 工事請負契約3件、業務委託契約3件

【工事請負】

- 1) 建3工第026号 町道猪里沢・後沢線外舗装補修工事
- 2) 上3工第039号 左坂配水池建設工事
- 3) 上3工第042号 松島大橋水道管添架橋台撤去工事

【業務委託】

- 4) 上4委第004号 二子屋浄水場外運転管理業務委託
- 5) 管3委第172号 松島町北部道路除雪業務委託
- 6) 町3委第216号 マイナンバーカード所有者転出・転入手続
ワンストップ化住民情報システム改修業務委託

8 閉会

本日の会議に付した事件
委員会次第のとおり

【審議等】

(1) 審議案件抽出理由の報告

○委員長 審議案件の抽出理由につきましては、お手元の資料 3 枚目となりますが、工事案件について 3 件、業務委託について 3 件で、それぞれ工事請負契約については、① 1 者入札となった要因、② 変更契約の理由、③ 高落札となった要因、④ 積算価格の妥当性を確認、⑤ 1 者随契の理由を確認したいという工事について並べています。

業務委託契約につきましても、基本的には同じような理由ですけれども、まず 1 者入札となった要因、それから積算価格の妥当性、積算内容・契約内容の確認、変更契約の理由を確認、1 者随契の理由を確認したいということで、それぞれ今回 3 件ずつ抽出いたしましたが、理由としてはそれぞれ大体 2 つぐらいあるものをピックアップしたということをございまして、内容についてはペーパーで確認いただければと思います。

(2) 審議

○委員長 実は数日間の集中豪雨の影響とかで、建設課や水道事業所と、現場の方が出払っておりまして、できれば 3 時半ぐらい、2 時間ぐらいでまとめたいたいと思っております。現場の方も非常にお忙しいということで、今日はそのような対応をさせていただきたいと思っております。

あと、あらかじめ現場の方の対応の問題で、説明の順番を変更させていただきます。まず、工事請負の①はそのとおりで、2 番目に業務委託契約の②北部道路の除雪業務委託、3 番目に請負工事の②左坂配水池工事、4 番目に同じく請負契約の 3 番目、それに引き続き業務委託契約の 1 番目の案件、最後に業務委託の 3 番目というふうに説明の順番を変えたいと思っております。ご了承いただきます。

それでは、早速①工事請負契約の町道猪里沢・後沢線外舗装補修工事について説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、審議番号①について説明いたします。

事業名が建 3 工第 0 2 6 号猪里沢・後沢線外舗装補修工事で、1 者入札となった要因及び変更契約の理由を確認したい案件となっております。

続きまして、資料の 2 ページをお開き願います。

事業概要につきましては、舗装補修工事として施工延長 1 4 0 メートル、車道舗装として 5 9 0 平方メートル、路盤工 1 5 0 ミリ、1 5 センチのが 1 9 0 平方メートル、撤去工事一式を施工するものであります。

入札参加条件としましては、松島町内に本店または請負契約締結について本店から委任された支店もしくは営業所を有している者であること、土木一式工事の総合評定値が 4 0 0 点以上の者であることとし、条件付一般競争入札で発注したところ、1 者の申込みがあり、入札を実

施しております。

続きまして、1者入札となった要因について説明いたします。入札参加条件は松島町内の土木一式工事400点以上で募集しましたが、町内の土木一式工事登録業者数11者のうち、土木工事を主とする町内業者が4者おまして、そのうち1者が入札参加、1者が9月で廃業、残りの入札に参加しなかった業者2者から入札後に話を聞いたところによりますと、技術者の配置が見込めなかったので入札に参加しなかったということでしたので、そういった諸々の条件が重なった結果、入札に参加する業者が1者になったのではないかと思います。

続きまして、変更契約の理由について説明いたします。

主な理由が2つありまして、1つ目は、資料28ページの変更理由書に記載しているとおり、町道宮田前・藤ノ巻線の路盤工において、当初では下層路盤仕上がり厚さを100ミリ、10センチで見えておりましたが、舗装を撤去したところ、路盤の沈下量が想定より大きかったことが確認されたため、下層路盤仕上りを150ミリ、15センチに変更することにしました。

2つ目に、町道宮田前・藤ノ巻線の舗装工において、再度現地着手前に測量を実施した結果、町道黒森・貝殻塚線との接続箇所について、舗装状況が想定ほど劣化していないと判断できましたので、施工延長を10メートル減少し、舗装工を10平方メートル変更しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の方々から何か質問、確認したい事項等はございませんでしょうか。どうぞ。

○委員 こちら、参加資格条件等の概要に合致する業者というのが、今聞いたところによると4者だということですのでけれども。

○建設課 11者です。

○委員 11者。4者というのは。

○建設課 11者のうち、主に土木工事を主としてやっている業者が4者いるということです。

○委員 ということは、4者ということじゃないですか。

○建設課 実際点数を持っている業者は11者です。

○委員 だけど、ここで土木一式のポイントを持っているのは、400点を持っているのは11者だと。

○建設課 11者です。

○委員 ということは、その11者は入札参加資格があるということですか。

○建設課 あります。

○委員 はい、分かりました。

あと、工種ですけれども、これ舗装工事なのですからけれども、土木一式という形で出すものなのではないでしょうか。舗装工事であれば、舗装工事という工種があるかと思うのですけれども。

○建設課 施工の内容にもよりますけれども、今回の工事につきましては、舗装打ち換え工事になっておまして、はぎ取りから路盤の成形、地下、もっと路盤の形が悪ければ、路床工から

の成形も必要になるということで、余り大きくない範囲の舗装打ち換え工事については土木一式でも対応でき、大きい範囲での舗装とかなって来れば、舗装業者にお願いするというような形でやっております。

○委員 町の方針としてはそのようになっているということですね。

○建設課 はい、そうなっております。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 あと何かございますか。はい、どうぞ。

○委員 先ほど変更理由の説明で、現地を見た結果をもって内容を変更したとのことでしたが、もともと現地を見た上で事業を進めるものと思いますが、今回は現地を見たら、想定ほど舗装の劣化がないので規模を縮小したということですか。

○建設課 こちらの宮田前・藤ノ巻線は接続部をぐるりと回る形で舗装を進めることで一体的に舗装を補修できると考えていたのですけれども、そもそも道路の損傷箇所もちろんあったんですけれども、現地立ち会いしたときに、舗装状態がそこまで悪くないので、地権者さんと区長さんに立ち会いいただき、確認した上で当初の計画からその分を外したという形で設計させてもらっています。

○委員 その辺はやってもいいけれども、やらなくても大丈夫ということですか。

○建設課 そういう感じですね。

○委員 分かりました。

○委員長 まあ、変更契約自体が8万6,900円という小額で、これぐらいの金額であればもう1回変更後でやり直す云々という考えが出にくいかなと思います。

あとどなたかありますか。はい、どうぞ。

○委員 今回、資格を持っているのが11者で、土木を主にやっているのが4者という話ですけれども、町の方針として、こういう1者入札、高落札率という工事が何回か続いた場合、参加資格条件をもう少し広い範囲に広げて競争性を高めるとか、そういうところは検討していないのでしょうか。

○建設課 こういったのがずっと続けば、そのような考えはあるかもしれないですけれども、まずはその基準にのっとった範囲で公募をかけるということが、今のところ考えられるのかなと思います。

○委員 そうですね、今回の入札業務という点では問題ないと思うのですけれども、やはりその資格を満たす業者がいるにもかかわらず、入札参加者が1者しかいなくて、高落札案件が続いた場合にどうするかという対応は、あらかじめ決めたほうがいいのではないかとも思われます。宮城県では何かそういう対応をしていると思うんですよね。

○委員長 どうでしょう、〇〇委員。

○委員 宮城県の場合ですと、1者落札や不調になった場合については、地域の業者から選ぶという形になるので、その選ぶエリアを広げることになります。今回、松島町内の業者ということですが、例えば近隣の業者にエリアを広げるとか、そういった近隣の市町の業者に

広げるとか、そういったことができるのかなと思います。

それと、ポイントがちょっとあれなんですけれども、経審の点数が400点以上と決めていますけれども、この根拠というのはどういうことなのでしょう。

○建設課 町の入札参加資格基準で工事価格と工種によって点数が決まっていますので、その点数で400点ということになっています。競争入札参加条件の設定に係る行政基準というものです。

○委員 400点は幾らから幾らですか。

○建設課 この発注段階での道路維持工事は1,000万円未満が400点以上となっております。

○委員長 この辺の基準も各市町村とかの相場を見ながらといたらあれですけども、という感じでしょうかね。

○建設課 そうですね。あとは、こちらのほうで毎年というわけではないですけども、何年かに1回は必要に応じて基準の見直しをしているという形になっています。

○委員長 まあ、確かにやっぱり入札は多数のというか、複数の参加者が入って、初めてその意義が達成されるといいますか、やっぱり1者入札というのは異例なことなので何かそういったルールづけをして、もし1者入札が何回でしょうか、その辺は妥当なところとして3回あるいは5回とかなのかなと思いますけれどもね、弊害が大きくなる前に、未然にそういったものを防ぐという意味合いだと思いますので、ご検討いただければと思います。

○建設課 その基準に則って公募するときには、予定金額で点数と地域というのが決まってくることになりまして、1回目はそれで公募をかけたいと思っていて、これで、震災工事ですと業者が全然来ないというのもありまして、そのときは2回目で範囲を広げるとか、そういったことで業者を募っていたというのがあるのですけれども、1者の場合は、公募して1者が来たということで、結局その1者の取扱いというのを、せっかく応募してくれたのですけれども1者だから一旦なしですよという決まりがなかったのか、それはやれなかったということがありましたので、その辺は私どもというか、それらは契約の取り決めもありますので、町の中で調整していければと思っています。

○委員長 そうですね。ですから、〇〇委員がおっしゃったように、今回は問題ない。これがどうのこうのではなくて、やっぱり今後、事前に1者しか応募がない場合にはもう一度そうやって入札資格者を変更してやる場合があるということを事前に周知すると。そういったこともできるでしょうからね。

○委員 宮城県の場合ですけども、先ほど言ったとおり、1者応札と不調があった場合については、条件を、次に発注する工事、同種の工事ですね、そういったものについては緩和することとなっています。

あとは、ずっと続いている場合は、そういうふうにとんどん緩和、緩和としていくのですけれども、それで複数の応札があった場合についてはキャンセルということで元に戻すと。あと、また短期、10月とか、3月とか、そういうふうな期が変わった場合については、またキャン

セルするという形を取っています。ですから、県とかにちょっと情報収集して、町としてどういう方法がいいのかというのを検討されてはと思います。

○事務局 先ほどの町の対応ということにつきましては、建設課長から説明がありましたが、松島町建設工事指名競争等入札参加資格基準というものがあまして、こちらで維持工事であれば1,000万円まで町内業者で評価の点数が400点以上ということで決まっています。ただ、そちらに基づいて現在実施しているところでございますが、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、県の対応とか、そちらも十分確認しながら調査、検討していきたいと考えているところでございます。

○委員長 何事も基準がなければやれないんです。基準を守ってやるというのは、極めて重要なのですけれども、でもその基準をそのままずっとやっていることによる弊害というのが出てくるので、その弊害をどう対応するかと。当然規則を変えるなり、つけ加えるということになりますから、町長決裁でできるのか、それとも議会を通さなければいけないのか、でも一応そういった理由があって、こういうふう規則を変えたいのだということも提案していただければと思います。よろしくをお願いします。

あと、何かこの工事についてございますか。はい、どうぞ。

○委員 すみません、この工事ではなくて、一般的な話ですけれども、今回工事請負契約の総括表を拝見すると、建設課建設班が4件で、全体的に13件で、かなり工事件数が減っているというイメージがありますけれども、これは復興工事が一段落ついて減ったということですか。

○建設課 はい、そうなります。

○委員 はい、ありがとうございました。

○委員長 ただ、皆さんが応じなかった理由が技術者不足とおっしゃっているのだから、ほかにも現場を抱えていらっしゃる業者さんがいるのかなということでしょうか。

よろしいでしょうか。では、結構です。どうもありがとうございました。

○委員長 では、次の順番が変わるということで、業務委託の3番目なので、通しナンバーでいうと5番目ですかね。除雪業務委託ですね。こちらの説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、こちらの5番です。事業名が、管3委第172号松島町北部道路除雪業務委託となります。事業場所につきましては、町内一円とし、主に町内北部地区。事業期間は令和3年12月1日から令和4年3月31日までの4か月間としております。

2の資格等要件につきましては、本業務は昼夜問わずの除雪作業を想定しているため、町内の町道などを把握しており、かつ迅速に現場対応を行う必要があることから、発注方式は指名競争入札により、町内土木業者5者を選定し、入札を行っております。

3の経緯の経過及び金額等につきましては記載のとおりですが、変更契約を1回行っております。当初契約473万円から66万円を減額し、最終契約額は407万円を業務を履行しております。

5の契約の相手方は、〇〇〇となります。

なお、本業務としては、現地での交通事故防止などとして、グレーダ及び除雪トラックによる除雪作業を行い、冬期間中の交通安全を図るための業務となっております。

続きまして、抽出理由についてです。

まず、変更契約の理由となります。こちらにつきましましては、当初見込んでいた除雪の作業数量より実績数量が少なくなったため、実働作業時間に基づく出来高計算により変更契約をしております。なお、変更契約理由書が18ページにありますので、そちらをご覧ください。

具体的変更理由につきましましては、夜間の時間帯に当初見込んでおりましたが、夜間は作業をしていなかったため、出来高としてゼロとなり減額とし、一方昼間の時間帯につきましましては、当初設計では各種車両3時間の作業を見込んでおりましたが、グレーダの2.8メートル級が3時間から5時間へ変更、除雪トラックが3時間から10時間と作業時間が多くなったため、増額対象となっておりますが、トータル的には夜間作業を実施していないため、当初契約から66万円ほど減額変更とし、履行しております。

続きまして、積算契約内容の確認ですけれども、こちらにつきましましては、積算は土木工事標準積算基準書、宮城県土木部発行の道路除雪等編に基づいて積算を行っております。

また、12月から3月の4か月間で、2回程度除雪作業を発注しておりますが、その後出来高精算により変更契約を行ったものになります。説明につきましましては、以上です。

○委員長 はい、ありがとうございます。

この工事について委員の方から何か質問とかがあればお願いします。

○委員 確認なんですけれども、出来高精算ということは、契約期間中1回はやりますということで契約し、作業が全然なければほとんどゼロに近いということもあり得ると。

○建設課 リース料と待機料だけは残るので、全くゼロにはならないものです。

○委員長 はい、では〇〇委員、どうぞ。

○委員 まあ、この北部道路除雪業務だけではないんですけれども、除雪業務というのは3件発注されているということで、指名についてはそれぞれ5者ということですが、同じ5者を指名されている形なのですか。

○建設課 はい。同じように5者で、その理由は先ほど申し上げたとおりですが、現場のほうを分かっている町内業者は5者となります。

○委員 実際、除融雪ができる町内業者は5者しかいないということですか。

○建設課 実際はそうです。

○委員 はい、分かりました。

○委員長 たまたま1件目も〇〇〇で、2件目もまた〇〇〇ということで、町内で有力な業者さんなのでしょうけれども。結局変更契約の内容としては、実費といいますか、作業量が当然雪の降雪量によって違ってくるでしょうから、それに応じた変更だったということですよ。何か聞くところによりますと、要はすぐ出張るみたいな仕事になるから、なかなかこういった業務を委託できる業者も少ないと。あるいは、だから仙台のほうなんかでは組合を組成して、その組合にまとめてお願いし、組合から個別の業者を指定するというような方法を考えられたそ

うですけれども、何か余りなかったような感じですけどもね。

○委員 県では仙台土木事務所に一括で出していますね、そういうのを。

○委員長 ああ、土木事務所でやるわけですね。

○委員 土木事務所がそのような、みんなでグループを組んで応札してくださいという条件で出していますね。それで、グループを組んでくれて、それで広域的なことを、そのグループの中でそれぞれ対応してやってくれるという話です。

○委員長 J Vみたいに共同でという感じでしょうかね。確かに1者応札は難しかろうと思うのですよ。かなり突発的な作業がありますのでね。だから、もしかするとどうなのでしょうね。知り合いの業者に、〇〇〇がちょっと出られないからといって、外注に回したりなんかもするのでしょうかね、実際のところはね。

○建設課 外注はしておりません。実際、グレーダの運転とかは募集しないとだめなので、その辺は考えていないと思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 実際5者を指名して、5者とも応札してくれているというのは、とてもすごいことだと思うのです、実際。県なんかですと、大体10者ぐらい指名するのですけれども、その中で応札してくれるのは半分もないぐらいです。みんな辞退されています。除融雪というとてもやりにくいような、嫌がるような業務を皆さんが本当に応札してくれているというのは、本当にありがたいことだなと思います。まあ、私住民としてですね、ありがたいと思います。

○委員長 はい、あと何かどうぞ。

○委員 発注事業一覧表などを見ると、総務課環境防災班で町内歩道橋等除雪その1業務委託からその4業務委託まであるのですけれども、今話をしている業務は道路のみで、歩道橋というとまた別発注になるのですか。

○建設課 はい。歩道橋は、町道ではない部分の歩道橋でありまして、県道にある歩道橋や国道にある歩道橋とかの除雪なんですけれども、実際グレーダとか、そういうものは使わないで、自力で全部除雪するという形のものなので、こちらのほうは土木、道路の管理ではなくて、交通安全の方で行うという形になっています。

○委員 分かりました。

○委員長 あと何かございませんか。よろしいでしょうか。では、結構です。ありがとうございました。

○委員長 では、3番目、請負工事の②左坂配水池建設工事について。では、説明をお願いいたします。

○水道事業所 水道事業所の梁川です。では、早速説明させていただきます。

資料にあります2番になります。

事業概要、事業名が上3工第039号左坂配水池建設工事になります。事業場所が宮城郡松島町幡谷字沢乙地内。事業期間が令和4年2月2日から令和6年3月31日まで。業種が建設

工事となっています。

工事の概要について説明いたします。2ページの事業概要説明調書をお開き願います。

右上にあります事業概要にて説明いたしたいと思います。配水池建設工事V=1,000立方メートル、ステンレス製配水池建設工事V=1,000立方メートル、造成工事一式、場内配管一式、電気設備一式、場内整備一式、既設PCタンク(500立方メートル)撤去工事一式になります。

もう少し詳しい内容ということで、図面をもって説明させていただきます。資料51ページ、図面、完成平面図とありまして、その左下にあります。既設左坂配水池、こちらに今現在コンクリート製の500立方メートルの配水池があります。これを約500メートルほど町道沿いに離れた山を今回の事業に合わせて新たに買収したのですが、そこを造成し、配水池の建設など、場内整備ということで擁壁や舗装、あとその新しい配水池等、今現在町道に入っています配管をつなぐための工事、あとその流量を見るための流量計や、地震時、水が一気に配水池から流れ出さないための緊急遮断弁というものを設置する工事、これを一連として今回発注したものです。

それでは1ページに戻っていただきまして、今回の発注方法は、条件付一般競争入札になります。参加条件といたしましては、宮城県内に本店または請負契約締結について、本店から委任された支店もしくは営業所を有し、経営事項審査結果の通知書の水道施設の総合評定値が800点以上の者であること。あと、過去10年に地方公共団体が発注した円筒形のステンレス製配水池で、容量が1,000トン以上を元請として施工した実績を有する者であることということで、同種の規模の工事をしたことがあるという条件をつけました。結果として申込者2者になっています。

入札に関しては、告示が令和3年12月23日、入札日が令和4年1月27日になっております。予定価格が5億3,999万円に対して、落札価格が税込みで5億3,680万円、落札率が99%となっております。

今回、抽出された理由として、高落札率となった要因ということですが、今回入札に合わせて落札者から提出がありました内訳書をうちのほうで確認、分析したところ、構造物工事では、直接工事費は町の積算に対して99.2%、諸経費率は98.5%ということで、ほぼ積算どおりでありました。また、電気設備に関しては、直接工事費に相当する費用については、町の積算に対して111.3%、諸経費率が81.1%、結果、全体として落札率が端数も合わせて99.4%となったことになります。

この要因として考えられる部分については、今回の工事もそうなのですが、大きな金属材料がある電気設備もありまして、こちらの電子部品の価格が新型コロナウイルス感染症等の世界情勢の関係で価格が高騰している時期にあった中での入札であったこと。あともう一つが、施工場所に関して、町道があるのですが、普通車がやっと1台通れる感じで、2台すれ違うのは場所によって難しいというような狭小の町道でありましたので、結果、大型車の出入りが難しいということで、施工条件があまり好条件ではなかったという部分がありまして、高落札率に

つながったものと思われます。

あと、積算の妥当性につきましては、積算基準につきましては、全国簡易水道協会、日本下水道協会、宮城県が発行する積算基準書、これらを積算部分によって使い分けながら行っております。また、単価につきましては、宮城県が発行する労務資材単価、建設物価調査会や経済調査会がまとめております市場単価、あとはこれらにない部分については参考見積を徴収しております。これは市場価格も十分反映していることから、積算価格の妥当性は確保されているものと考えています。以上で説明を終わります。

○委員長 もう1者が入札した価格を見ると5,000万円違うので、それぐらい、そういう意味では99%となったけれども、相場を反映した金額だったのではないかとということですね。

○水道事業所 そうですね。物価上昇の影響もありましたので、場合によっては不落になるのではないかとこの中の応札だったことになります。

○委員長 はい、分かりました。何か委員の方から質問等ございますか。はい、どうぞ。

○委員 この参加資格条件に合致する業者というのは何者あるのでしょうか。

○水道事業所 10者以上はいるものと思っており、実際に最終的な申込みまでいろんな業者からの問合せは結構多かった案件でしたが、結果として最終的に2者になったというものであります。

○委員 10者以上はいたと。

○水道事業所 はい。

○委員 それと、あとちょっとこの参加資格条件の書き方ですけども、条件で800点以上の者であることというのと、あと実績があるのですけれども、これがかつなのか、又はなのかというのをしっかりと明記するべきだと思うのですけれども。これは明記してありますかね、実際。

○水道事業所 入札の告示に記載しております。

○委員 告示の文にはありますか。何ページ。

○水道事業所 54ページから55になります。

○委員長 これ、(1)から(10)まで全部並列だから、かつなんですよ。

○水道事業所 そうです。かつになります。

○委員長 はい。1個、1個全部クリアしなければいけないということですよ。

○水道事業所 はい。

○委員長 あと、何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○委員 積算の中で、誘導員の経費として1,700万円ほど計上されているのですけれども、これは何をもとに1,700万円という計算の仕方をされたのでしょうか。

○水道事業所 一応考え方として、先ほどもお話ししたとおり、現地の町道が狭い中での工事だったためのある程度の車分、あと工事期間が結構2年半と長いことです。

○委員 2年。

○水道事業所 はい。実際、令和4年2月2日から令和6年までなので。

- 委員 まだ完成していないと。
- 水道事業所 そうです。工事がやっと始まり今造成工事中でして、そこが生活道路なので、場所によっては一部民家もありますので、そこの出入りを制限しながら、なおかつ部分的に通しているのですけれども、工事との接触があると危ないので誘導員を置いていくと日数の関係上、大きな金額になります。
- 委員長 3 ページ目に完成工期が令和 6 年 3 月 3 1 日と記載がありますね。
- 水道事業所 今年から始まって、来年度いっぱいぐらいというところです。
- 委員長 町内にこういった配水池というのは何か所あるのですか。
- 水道事業所 配水池は 5 か所。
- 委員長 5 か所、はい。で、ここは新設すると。
- 水道事業所 今あるのものは小さく、いろんな水の需要に対してコントロールが難しいので、大きくするものです。そうすれば、いろいろな流用もできて供給も安定できるということです。
- 委員長 これは国とか、県とか、幾らか何かこういった整備で予算もらえるのですか。
- 水道事業所 企業会計なので、全額自己資金です。
- 委員長 やらなきゃいけない。
- 水道事業所 はい。
- 委員長 つらいですね。あと何かございますか。
- 委員 確認ですが、内訳的にはオーバーになったものと少ないものがあり、結果としてトータルの 99%になったということでしょうか。
- 水道事業所 そうですね。内訳を見るとうちの見立てより大きいところと逆に見立てよりも少ない部分ありましたが、大きいところだと 1 割以上とか、2 割近く上がっているところもあります。
- 委員 トータルとしてはまあ見立てどおりということでしょうけど、積算にあたって参考見積とかは。
- 水道事業所 1 2 月から 1 月にかけて参考見積をとりましたが、そんなに数がないので、各メーカーの内容により設計をして、このメーカーだったらこのぐらいの金額という見積を 3 社に出していただいた上で、水道事業の場合は積算基準として 3 社で異常値がなければ平均値を取りなさいとありますので、それを採用することでやっています。
- 委員 すみません、確認ですけれども、落札後に物価上昇がさらに進んでいると思うのですけれども、それは変更契約で対応するというのでしょうか。
- 水道事業所 今のところは、物価上昇に関して請負者側から話はないです。ただ通常、落札した後に相手会社が設計したものを見せてもらって承諾を取るという感じにはなるんですけども、初めにその鋼材をある一定程度確保だけさせてくださいということは早めに聞いておりまして、4 月とかその承諾を待つではなくその前に使う鋼材は確保させてもらいたいということなので、物価上昇の予定も踏まえて受け止めたいと思っています。
- あとは、物価スライドの契約要望もあるのですけれども、今のところ、それは考えておりま

せん。

○委員 先ほどの交通誘導員の話に戻ってしまうのですが、業者が出した見積りだと780万円ということで、1,000万円ほどの開きがあるということで、実際交通誘導員の積算をする場合、そういった特殊な条件を当初から入れるというのはやめたほうがいいと思うんですね。業者というのは標準的なものしか入れてきませんので、この1,700万円という金額、ですが1,000万円を余計に入れたことで、結局落札されたという形になりますよね。本来であれば不調になるべきところが落札されたということになりますから、ここの取扱いをどうするかというのが問題になってくるようになりますからね。

今後は標準的なコースに対する誘導員というものをちゃんと明記して、それで設計書を組まれたほうがいいと思います。

○委員長 私も今全く同じことを聞こうかなと思っていましたけれども、1,000万円というのは大きいですからね。今後はそういったことに気をつけていただければと思います。

あと何かございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

○委員長 では、続いて3番目ですね。抽出理由が積算価格の妥当性と1者随契ということで、その辺を中心に説明をお願いします。

○水道事業所 それでは、資料の3番になります。

初めに1ページで、事業概要につきましては、事業名が上3工第042号松島大橋水道管添架橋台撤去工事、事業場所が宮城県松島町高城字浜地内、事業期間が令和4年2月16日から令和4年9月30日までの建設工事となっています。

2ページ、工事の概要について説明します。撤去工事、既設橋台削孔 ϕ 750ミリ、 $L=4.92$ メートル、 $N=8$ 本。鉄筋コンクリート処分17.7立方メートル、既設管撤去(DIP ϕ 300)、 $L=9.2$ メートル。土工、掘削 $V=60$ 立方メートル、埋め戻し $V=60$ 立方メートルになります。

工事の概要を図面でもう少し詳しく説明させていただきます。図面が13ページにありますので、お開き願います。既設A2橋台既設管撤去工事ということで、平面図と断面図となります。左側が平面図になりまして、図面の中央、斜めに走るのが、東日本大震災で被災した旧橋を新しく架け替えた町道の道路位置になります。今回はその町道の古い橋の脇に水道管を添架しましたので、その橋台部分の撤去になります。水管橋の縦の部分については、建設課の道路のほうでやっている工事の橋げたの撤去と併せて全部撤去された状況で、今回は古い道路の橋の橋台と新しい橋台の間にあります部分の撤去になります。

場所的にすごく狭い場所で作業が難しいので、特殊な工法を使っています、初めにその右側にあります特殊な機械を使いまして、一部コンクリートの橋台そのものを50ミリで筒で抜くような工事をし、その後その場所から台座を囲った後に橋梁の災害復旧工事と併せて路盤下コンクリートを撤去するような工事になっております。

事業の内容と随意契約の理由については1ページに戻っていただきまして、随意契約理由につきましては、まず施工に当たっては工事場所、施工工程、仮設工において、その場所でやっています松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事と協合しながら施工する必要があり、現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるということで、根拠法令は下のほうに記載しております。

見積依頼につきましては、令和4年2月1日付け、見積開札が令和4年2月10日となっております。予定価格が税込み4,427万6,100円に対して、落札価格が4,345万円、落札率が98%になっております。

次に積算の妥当性につきまして、積算については宮城県の発行する積算基準書に基づいて行っておりまして、単価についても同じく宮城県が発行する労務資材単価を採用しています。

また、今回特殊な工法を使っている関係と、こちらにつきましては、その工法に係る費用を見積徴収しておりまして、それらに基づいた積算、市場の価格も十分反映していることから、妥当性は確保されているものと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、委員の方々から質問ございますか。はい、どうぞ。

○委員 工事的内容的に別の業者では厳しいということで1者随契となったのでしょうか。

○水道事業所 そうですね。狭い中で2つの業者が出入りするとか、どちらかが初めに部分的に壊すとか、作業が輻輳するので、別々な業者では難しく、工程的にもそのような内容では組めないという部分がありましたので、1者随契になったものです。

○委員長 こちらは、もともとの工事に取り込んだ契約ができなかったのでしょうか。

○水道事業所 実際今現地にあります橋の撤去工事が平成27年契約で今に至っているところですが、うちの旧橋の設計がその時点には間に合っていないくて、実際に今回の橋台の部分の撤去に関しては、その工程を見ながらなので、昨年度やっとなんかいろいろな工法を探りつつ、そこはまた結果としてそこまでずらしてしまったということで、一緒には作業できなかったものであります。

○委員長 予算の位置づけの問題はあったのでしょうかね。

○水道事業所 橋は国のほうの作業で、うちは後になります。自分のほうの資金でという形があった中で、本当は一緒に発注できれば一番よかったのかなと思うのですが、いろいろタイミング的にこちらのほうが遅くて、また、こちらの発注部分は水道会計分ということもあり一緒に発注が難しかったものであります。

○委員長 あと、15ページなんですけれども、随契理由書の理由の②のところ、工事執行者は随意契約により契約を締結しようとするときは、特別の場合を除き、2人以上から見積りを徴さなければいけないとあるようですが、今回見積りは徴収したのでしょうか。

○水道事業所 1者のみです。

○委員長 それで、結局その金額でということになったということですね。つまり、それ以外に頼める業者がないからということで、特別な場合を除きの特別な場合に該当するという解

積で、こうなったということですね。

○水道事業所 はい。

○委員長 各委員、何かございますか。はい、ではどうぞ。

○委員 関連ですけれども、この水道管の架設も災害ではなくて、単独なのですか。

○水道事業所 はじめはやっていただくというような話もあったのですが、途中で国の通達で道路法での管理者の権限上、その占有者が撤去しなさいということで、あくまでも道路施設になるのでそれに対して監督権限というのがある以上、国はお金を出すことが難しいのではないかという財務省からの通達がありまして、結果、占有者に対してそういった費用というのは結果出なかったものです。

○委員 もう少し頑張ってみればよかったかもしれない。

○水道事業所 ただ、はじめは災害復旧で部分的に見ていただくような話もあったのですが、途中から各占有者で施工をお願いしますとなりました。

○委員 県からそのように言われたということですか。

○水道事業所 県では国からそういう通知が来たのでとのことでした。

○委員 やはりもう少し頑張れば良かったですかね。結局は多分赤字団体だと思うのですけれども、そういうところだと少しは面倒見てもらえたのかなというような気はしますけれどもね。もう少しそういった点、頑張ってもらいたいと思います。

○委員長 あと何かございませんか。あれですかね。1者随契になった理由を聞いたところが、やはり本来であればその工事と一体で発注すべきだったのではないかということはあるのかなと思うところですが、事情がそのようにはなっておらず、結果的には随契にせざるを得ないということですね。

あと、発注価格についても、私個人的にはやはり1者の見積書だけで決めるというのは、何かこれについても要は、設計価格を出そうと思えば出せるのではないのでしょうかね。

○水道事業所 町では積算基準に基づいて積算していますが、今回は特殊工法が1つありますので、それは〇〇〇ではなくて、ほかの会社だったので、そこからは見積を徴収しております。

○委員長 そうですね。だから、これ4、420何万円と出しているんですよね。

○水道事業所 一応設計した段階で数量を出して、それに基づいて積算させていただいております。

○委員長 何か、あとご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○委員 確認なんですけれども、変更で一応完成を9月末まで延ばしていますが、変更理由書を見ると、災害復旧の本体の工事が遅れて完了が見込めなくなったということでしょうか。

○水道事業所 そうです。旧橋の橋台が発注した当時は今年度末で終わりだったのですが、全体工程の関係上、旧橋側の橋のほうを延ばした関係で、全体の工程の中でうちの工事を終わらせるのを考えると、9月末までかかるということで、併せて工期を延長した形になります。

○委員 費用が増えることはないのですか。

○水道事業所 工期の変更のみで費用が増えるわけではないです。

○委員長 あと何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、結構です。どうもありがとうございます。1時間たったので休憩とし、45分再開とします。

(休憩)

○委員長 それでは引き続き、審議案件の4番ですかね。二子屋浄水場外運転管理業務委託について、これについては1者入札になった要因、それから積算価格の妥当性ということでご説明をお願いいたします。

○水道事業所 それでは、資料の4番になります。事業概要から説明いたします。

事業名が上4委第004号二子屋浄水場外運転管理業務委託になります。事業場所が宮城郡松島町竹谷字鴻ノ谷地6の1外地内、事業期間が令和4年2月2日から令和9年3月31日まででありまして、業種については役務提供となっております。

業務の概要については、2ページにあります業務概要説明調書により説明したいと思います。各浄水施設運転管理業務ということで、二子屋浄水場、初原浄水場、浄水場が2か所、あとは左坂配水池、明神配水池、松島海岸配水池、桜渡戸受水地ほかになります。

業務の概要といたしましては、1、運転管理業務委託、2、保全管理業務委託、3、その他の技術業務、4、薬品等調達、5、消耗品調達、6、浄化槽維持管理業務、7、浄化槽清掃業務、8、水道施設草刈り業務、9、消防設備保守点検業務委託、10、遠方監視装置等保守点検業務、11、水質監視装置等保守点検業務、12、修繕業務、13、消毒等保守点検業務となっております。

資料の23ページに施設の図面をつけさせていただいておりまして、町内におけます浄水場2か所、配水池が5か所、その他含めて全部で24か所の施設の運転及び維持管理をする業務になっております。特に浄水場については、二子屋浄水場は松島町の北部の水源となっておりますので、ここは委託業者が日中は土日休日を含めて常時2人は常駐し、夜間に関しては一応自動運転という形になっております。これらを5年間の期間でということで委託するものになります。

1ページに戻っていただきまして、発注方法は条件付一般競争入札になります。資格要件につきましては、宮城県内に本店または請負契約締結について本店から委任を受けた支店もしくは営業所を有していることということで、過去10年に地方公共団体が発注した施設能力1,750立方メートル/日以上急速ろ過方式の浄水場の運転管理を元請として履行した実績を有することという参加条件になっているわけなのですが、申込みが1者となっております。

入札に関しては、令和4年1月27日となっております。予定価格が税込みで2億5,311万円に対しまして、落札価格が税込み2億4,024万円、落札率が94%となったところであります。

1者入札となった要因ですが、配置技術者の確保について5年間で休みを含めた365日2

年以上という部分があるのですが、それらも含めた配置技術者の確保ができた会社が1者しかいなかったというような形になったものであります。この業務については、今までは指名競争入札で行っていたところでありますが、県内にある業者で同種の業務の履行実績を確認したところ、その当時に10者あったので、全10者を指名して6者辞退となり、辞退理由については、技術者の確保ができないというようなことでありました。今回については金額も金額ですし、広く一般に求めることによって、少し増えるのではないかということ、あと前回の業者の中でも、松島に登録していない業者が出てきたり、逆に新しい業者があったので、今回条件付一般競争入札という形で実施したところであります。

積算の妥当性につきましては、積算基準については、日本水道協会が編集発行しております水道施設維持管理業務積算等に基づき、単価については宮城県及び国土交通省が編集発行する業務単価に基づいて積算しておりますので妥当性は確保されているものと思っております。以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、委員の皆様、何か質問とかございませんか。

○委員 5年間の業務委託契約ですけれども、前回の契約も今回と同じ業者でしょうか。

○水道事業所 そうです。

○委員 何年ぐらい続いているのですか。

○水道事業所 すみません、自分も前回とその前ぐらいまでしか分かりません。

○委員 分かる範囲内では〇〇〇ですか。

○水道事業所 はい、そうですね。

○委員長 独占しているような印象でしょうかね。

あと、常駐されている方の業務というか、何をされるのですか。

○水道事業所 常駐者は浄水場の運転がメインになりまして、そこでの運転、配水池の運用やコントロール、あとは水を鳴瀬川から取水して、水をつくって送っていくので、あとは運転管理として水道法に基づく末端での水質調査、水質の確認を毎日行うことになっていきますので、町内にある水質確認ポイントに行き、調査、確認をしております。また、その他浄水場に使う薬品の調達、消耗品の調達、あとは浄化槽の点検や浄化槽法で決められている清掃、施設に発電機がありますが消防法に基づくそちらの点検、そういったものを施設に関連する一連の維持管理として行っています。

○委員 結果的に〇〇〇さんが1者だけ入札に参加したわけですがけれども、条件付一般競争入札ということで事前の問合せとか、ほかの業者さんがこの件について何かなかったのですか。

○水道事業所 この件に関しては特にありませんでした。

○委員 特に問合せはなかったわけですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 この業務は他の業者さんがやるのは難しいのですか。

○水道事業所 内容的には難しくはないのですが、人員確保などが厳しいようです。あとは直接で

はないですが、ちょうど県でも広域水道と下水道の施設を全県で業務委託するというので各業者さんも色々都合などもあったようですが、もしかすると逆にそこに入らなかったところが来るとか、そういう予測もしていたのですが、結果として1者しか来なかった形になります。

○委員 現状維持という感じだったんですかね。

○水道事業所 そうですね、前回来ていた業者が逆にそっちのグループに入ったりしたということで抜けた方もいますし、その辺も結果として各業者さんの現状維持だったのかもしれませんが。

○委員長 あと、私外航船舶をやっている会社の監査というか、税務を見ていまして、その中に近代化船という定義がありますが、今5万トンぐらいの船などは近代化されて乗組員なんか非常に少なくなっていて、遠隔監視装置が非常に充実しています。やはりハイテク化ですね。ですから、こういった上水や下水とかの管理業務についてもアラームがあれば、それは当然クラウド上で拾って、何か異常があればそれをきちんと監視する。あるいはドローンはさすがにあれですが、今は非常にカメラの性能が良いので、ゼネコンとかの現場なんかでもカメラを常置しておいて、工事の進行度合いを確認したり、あるいは夜間の状況とか不審者の侵入とかについても、そういったもので監視しているようになっています。このようなことで、そういったテクノロジーを活用することも非常に効果的ではないかと思えますね。

○水道事業所 テクノロジーの活用も行っているのですが、水をつくるという部分はやはり人が行う必要があります、あと水質調査というのも直接現地まで行って蛇口から水を流し、そこで水を取って試薬で確認するという作業は機械のみでは難しく、特に水をつくっている時間帯というのが一番難しく、全部の数字を見て、水道法上の基準から少しでも出た場合には取水停止などになりかねないので、そうすればこちらでも連絡受けて、すぐに止めるか止めないかといったような自動化できない部分がありまして、その辺に関してどうしても人員確保が必要になってくる状況となっております。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 参加資格条件に、施設能力1, 750立方メートル/日とあるのですけれども、これの設定根拠というか、理由は。

○水道事業所 今現在最新の二子屋浄水場の取水の能力となります。実はちょうど新しい施設をリニューアルしまして、今回初めて新しい施設になっています。

○委員 私、もう二子屋浄水場はやっていないと思っていたんです。大崎広水と仙南・仙塩広水からだけ水買っているのかなと思っていた。まだやっていたんですね。

○水道事業所 行政区として北部地区の根廻、幡谷、北小泉、下竹谷、上竹谷の水が、二子屋浄水場からになります。

○委員 そうなんですか。

○水道事業所 確かに広域でも買っているのですけれども、どうしても限界があるのと、町として水源を最低限1つは持っていたいという部分もあるので、全部100%購入という形にはなっていない状況です。

○委員長 あと何かございますか。

これ以外の案件でも1者応札がちょっと見受けられまして、まあこれもしようがないのかもしれないかもしれませんが、この1者入札が何回か続くようであれば、やっぱり入札制度というのは複数の業者が入札に応じて競争性が働くことで初めて適切な運用ができるということだと思いますので、様々な事情はあるかとは思いますが、やはりそこで創意工夫をして、何とか複数の業者が入札に参加できるような方法を考えていただきたいなというのはございます。この案件については、ルールどおりにやられたということであれでしょうけれども、今後そういったところを留意していただければという感じがあります。

他に何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。では、結構です。どうもありがとうございました。

業務委託の審議案件6番目ということで、マイナンバーカード所有者転出・転入手続ワンストップ化住民情報システム改修業務委託ということで、抽出理由としては変更契約の理由を確認したいということと、それから1者随契ということなので、なぜ1者随契になったのかという、その理由を中心に説明をお願いいたします。

○町民福祉課 マイナンバーカード所有者転出・転入手続ワンストップ化住民情報システム改修事業業務委託について説明いたします。

本業務は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものであります。これにより、マイナンバーカード所有者が事前にマイナポータルで転出及び転入情報など必要項目を入力することで、転出自治体及び転入自治体の情報が連携され、窓口での円滑な受付、効率的な手続きを行うものです。

1者随契の理由についてご説明いたします。

1ページに記載してございますが、本業務については、導入済みのシステムに対する改修であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号に該当し、かつ財務規則第101条、並びに随意契約制度運営要領第4、見積書徴収の特例に該当することから、1者での随意契約としました。

続きまして、変更契約の理由でございますが、経緯も含め説明しますと、令和3年12月20日の、国の令和3年度第1次補正予算の成立を受け、令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費及びマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限るという補助金が新設され、令和4年2月8日に根拠要綱及び実施要綱が示されました。できる限り早期の事業着手を望む国の意向と、令和3年度中に当該補助金による業務を実施する必要があることから、年度内に補助金申請を行い、3月10日の交付決定後、契約事務審査委員会を経て、3月25日に3月31日までを期間とする契約締結をしましたが、年度内完了が見込まれないことから、令和4年度に繰越しをしたものです。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。この期間延長は簡単に言えば、国の予算がついて、その予算取りのためにとりあえず3月までにはやったけれども、当然最初からその期間内に終わるわけ

はないので、12月まで延長したものであって、内容については特に変更はないということですね。

委員の皆さん、何かご質問等ございませんか。はい、どうぞ。

○委員 もともと住民情報システムというのは〇〇〇さんですか。

○町民福祉課 住民情報システムを含む基幹システムについてはずっと〇〇〇となります。

○委員 〇〇〇のシステムである以上、改修作業は〇〇〇でなければ難しいということになりますかね。

○町民福祉課 はい、そうです。

○委員長 仮に他の業者が、じゃあ私やってみますと言って、やれる作業なんでしょうかね。つまり、プログラム等については〇〇〇さんがつくったシステムですが、そういったものの何か変更があったときに、他の方にその内容を開示して、やってもらうことが可能なかどうか。あるいは、それについては何か独占契約といたしますか、そういったものがあってほかの人に見せてはいけないだとか、もしそういった条件がついていれば、要は〇〇〇さんしかできないというものかなと思うのですけれども、どうなんでしょうかね。

○町民福祉課 現実的にはシステムの詳細をほかの業者さんにお渡しするというのは個人情報的にも厳しいのかなと思われま。

○委員長 いや、個人情報、それはどんな業者でも守秘義務を負うので、そういう問題ではなくて、そのあるプログラムを開示する、そういう許諾がもらえるかどうかですね。例えば非常に近い例だとエレベーターがあるんですけども、あれはいろんなメーカーがエレベーターをつくっていますけれども、保守点検はそのメーカーと関係のない様々な点検メーカーがありまして、やっぱりそれを全部開示するんですよ。どういう仕組みになっていて、ある意味では設計図までかな。詳しくは分からないですけども、誰でもやれるというふうに、その業界自体がそういうシステムをつくり上げているということなんですよ。〇〇〇さんはどうなのでしょうかね。はい、どうぞ。

○委員 この業務委託の契約書の第5条に、本契約において、乙というのが〇〇〇で、甲が松島町ですが、乙が甲にソフトウェアを提供する場合、その著作権及びその他知的財産権は乙又は当該ソフトウェアの開発者に帰属するものとするありまして、もう契約しているので、もう完全にベンダーロックインの状態ですよ。

○委員長 そういうことですよ。

○委員 だから、あるベンダーにソフトウェアを開発してもらってシステムを入れるというときに、一番最初の段階の契約が結構大事だという認識に今はなっていて、最初からこのようにソフトウェアの著作権というのが、もうベンダーの側にあるという契約を結んでしまうと、もうそれから後はどうにもできないというような、業者を変えようとしても、結局ソフトウェアを全部引き上げられてしまうというところがありますので、今回の入札に関しては随意契約でしようがないと思うのですけれども、選択の余地が全くないということになります。今後のことを考えた場合に、こういった契約条項に合わせるのかどうかというのは、検討の余地がある

のではないかと思います。

○委員長 まあ、でもこれは松島町に限らずどの市町村でも、あるいは県でも、皆システム的には同じところというか、1回入れれば、そこはというケースが多かろうと思うのですけれどもね。極端な話、昔NECなどが要はハードなんかただでいいと。その後の保守点検、こういった業務さえ、あるいはプログラムとか、そういったものさえもらえればオーケーだという話もあったようですよね。なかなか難しいのですけれどもね。どうでしょうね、何かいい知恵はないものでしょうかね。

○委員 ただ、システムが入ってしまうとその後は他の業者さんは比較的入りづらい、入りたくないというのが実状なんでしょうね。基幹システムを導入したらサブシステムも含め維持管理もすべて導入業者でなければ難しいのだと思いますね。

○委員長 まあ、結局基幹システムにサブシステムというのは、そういったものをくっつけるにしろ、そこをくっつけるときに何か問題があった場合に、もしかして基幹システムに問題があった場合であっても、そのとおりにちゃんと解決してくれると。これをほかの業者にやらせてしまうと、基幹システムの問題はそれはうちの問題ではないということになって、どうしようもなくなるというのが、実務的なところとしてはあるんでしょうけれどもね。

○委員 その辺りで結局のところ入札は難しいということでしょうかね。最初の導入は別ですけども、その後の継続的な維持管理や改修作業などは多分に難しいと。

○委員長 法令改正に基づく改修ということで、5年の契約の中で何回それがあるかということを見積もることができるか。だから、5年間の契約を結ぶ際に、何回ぐらいの法令改正だとか、それに関わるこういった委託料も全部見積りの中に入れて、それで複数社で競争させるというのが一つの方法で考えられるだろうと思うのですよね。あとは、最終的に変更の内容とかが多かったか、少なかったか、あるいは全くなかったか、それによって結果的には業務委託料の修正を行うというようなですね。だから、これはもう突発的に起きるといふふうには考えにくいというか、やはり法令といいますか、特にマイナンバーについては、ちょっと読めないですけども、マイナンバーカードが導入されたときに、本当は国民の4割程度は全部作ってくれるのではないかとこのころが遅々として進まない。ただ、また今回ちょっとこ入れして、少し広げようかという流れがあるので、そういったところまでなかなか5年の契約するときに見越せないという事情はあるのですけれどもね、はい。

あと、これ金額の算定については、どういった算定方法でしょうか。

○町民福祉課 昨年12月に国の補正予算がつきまして、その後で動くことになったのですが、予算を取る上で1月に臨時議会を開いていただいて、予算提出させていただいたのですけれども、そのタイミングでは国から詳細な仕様書は示されておらずでして、そういった予算取りの関係もありましたが、概要資料というのが示されていまして、それをもとに積算したものであります。

○委員長 なるほど。では、町の独自予算ではなくて、国からこういった予算が入ってくるということですかね。全額ですか。

- 町民福祉課 これにつきましては、国10割で全額補助です。
- 委員長 わかりました。あと何か質問とかございますか。はい、どうぞ。
- 委員 今後はマイナンバーカードと健康保険証を紐付けるというのものもあるかと思いますが、今回と同じように進めるという話になりますかね。マイナンバーの手続きをするシステムは〇〇〇に頼むということになるんですよね、結局ね。
- 町民福祉課 それについては、マイナンバーの手続きをするシステムというのは、また国のほうで整備しているものですので、今回はそれに伴って、町の基幹系のシステムにも手を入れる必要があるということで、このように実施したものです。ですので、そもそものマイナンバーカード手続きに関するシステムは別になります。
- 委員 分かりました。
- 委員長 この〇〇〇さんのもともとの契約って、いつまでなんですかね。5年間だったかな。
- 町民福祉課 令和5年の9月までの予定です。
- 委員長 来年の9月までですね。そうすると、やっぱりそのときにどんな新しい流れといいますか、あるいは技術とか、そういったものが出てくるか、また検討しなければいけないということかなと思いますけれどもね。
- あと何かございますか。よろしいですか。
- それでは、結構です。どうもありがとうございました。
- 委員長 これで、一応準備した案件は全部終了となりました。では、以上、これで審議終了ということで、事務局にお返しいたします。
- 事務局 ありがとうございました。
- それでは、最後に委員長より総括をお願いしたいと思います。
- 委員長 はい。まずは委員の皆さまで何かありますか。
- 委員 今回配付された資料を拝見していて、ちょっと総括表の業務委託契約とを見ていて、全件数66件なんですけれども、そのうち随意契約が40件なんです。ちょっと例年の印象だと、全体の中で随意契約が半分ぐらいという印象で見えていたんですけれども、ちょっと増えているなというイメージがあるんですね。多分1件、1件でいうと、それぞれ随契にした理由というのが出てくると思うのですけれども、本来こういう入札業務の位置づけとしては、随意契約というのは例外的な事柄ですので、余り随意契約が安易に対応されないように気をつける必要があるのかなと資料を見て感じました。以上です。
- 委員長 そうですね。業務委託ですよ。業務委託契約が40件、66件のうち40件ですから、3分の2ぐらいがということですよ。
- 何かこの辺、町のほうとしてはお考えとかありますか。はい。まあ、みんなそれぞれ合理的な理由というのがあるのでしょうかけれども、〇〇〇さんなんかはもうどうしようもない、そういう随契だと思ってしまうのですけれども。はい、どうぞ。
- 委員 その随意契約の中でも、入札参加者数が6者とか3者とか、複数だけれども、随意契

約にしているというのがあるのですけれども、これは一体どういう意図なのか教えていただければ。

- 事務局 これは金額で随契できる範囲というのがありますので、その範囲で随契として見積り合わせをしているものです。1者のほか複数者による見積り合わせも随契という位置づけになります。
- 委員長 だから、この一覧表の入札参加者数というのは、随契は入札していないから、見積書を提出した業者数ということですかね。
- 事務局 そうです。入札ではなく、見積り合わせの参加者数です。
- 委員長 随契での見積りの入手件数、それが6件であったりということですよ。
- 事務局 そうです。
- 委員 そうすると、随契が40件ぐらいあるけれども、1者随契というのは少ないと。そんなに40件もないと。大体半分ぐらいがそういうふうな感じで、あとは複数の見積りを取って契約したのもあるということですかね。
- 委員長 1者の随契というのが、見ていると、大体〇〇〇とかシステム系が多いという感じがありますね。あと、業務委託の1ページ目の総務課のところの委託が数件ありますけれども、みんな金額が小さいですからね。だから、これはあえて入札にしてコストをかけてという観点もあるのかなと思いますね。
- 委員 金額が小さいので、随契になったと。分かりました。はい、ありがとうございました。
- 委員長 あと、皆様何かご意見やご質問等があれば。よろしいでしょうかね。

今日は6件審査いただきましたけれども、やっぱり多かったのが1者応札ということで、指名であっても、やっぱり数社が参加してくれないと、競争入札ということの目的が達せられないと思います。逆に言うと、随契であっても、そうやって見積徴収によって、金額的に合理的な金額での契約ができるということもあるわけで、あとは国の予算がついているものは、例外もありますけれども、そこのところはですね、はい。まあ、ですから繰り返しになりますけれども、1者応札になったものについては、それが長く続くと、やはり弊害のほうが大きくなるので、そこは入札の範囲を広げるとか、もう少しいろいろ工夫をしていただければと思いました。私からは以上でございます。
